



あなたはお任せ派ですか、事前計画派ですか？ —高齢者の財産管理と医療ケアをめぐる議論—

2023年7月15日(土)10-12時

横浜国立大学地域連携推進機構オンラインセミナー


地域連携研究員 博士(法学)

櫻井幸男



本日の進行

- ファシリテーターの報告 (PowerPoint 25分)
- 専門職の報告 (@5分x4名 25分)
- 休憩 (5分)
- 質疑応答と自由討論 (55分)
- まとめ (5分)



報告のポイント

- 人の死をめぐる社会環境の変化
- 事前準備の手法は、あまり利用されていない
- 事前準備派の多い外国の事例紹介
- 4つの課題

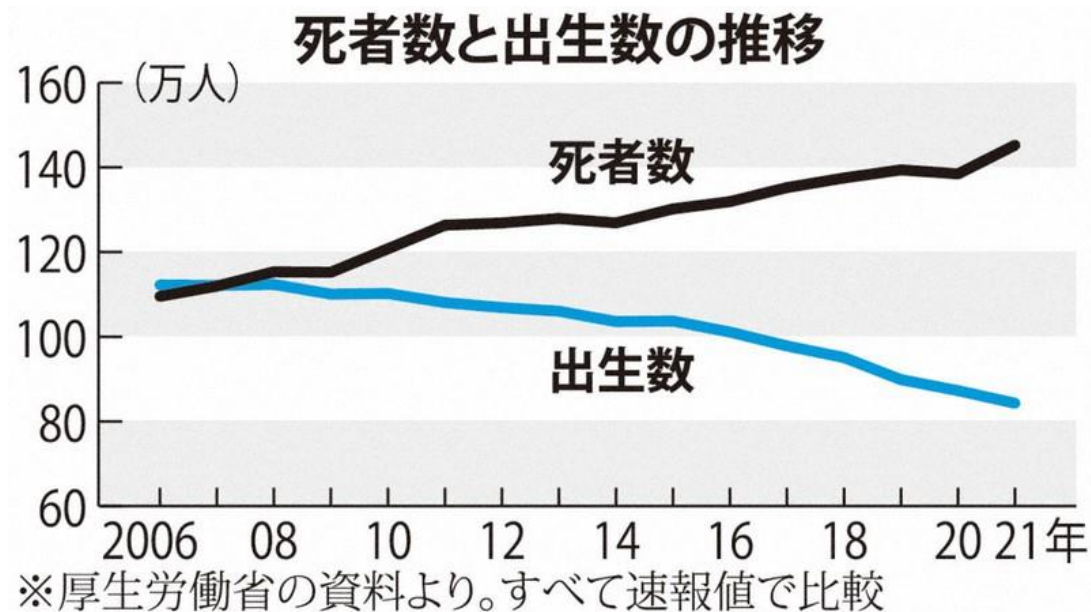
Research Question

- 高齢者の中には健常時に財産管理や終末期の医療ケアを事前に準備する人とそうでない人がいる。
- 前者を事前準備派、後者をお任せ派と呼ぶ。
 - ① 高齢者にお任せ派が多いのはなぜか？
 - ② 事前準備派を増やすにはどのような工夫が必要か？

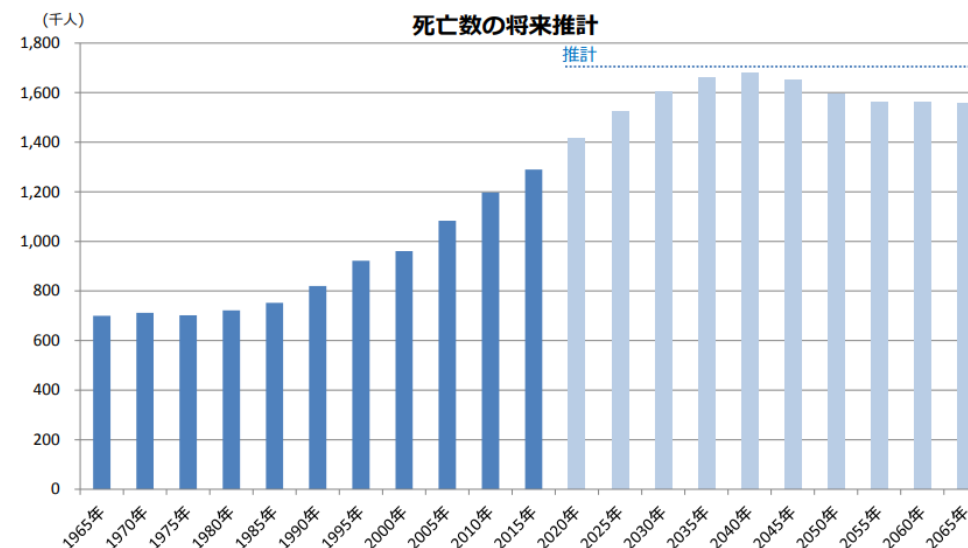
死亡者数は年々増加している

72万人(1980) → 96万人(2000) → 158万人(2022) → 170万人(2040)

死亡数の将来推計



○ 今後も、年間の死亡数は増加傾向を示すことが予想され、最も年間死亡数の多い2040年と2015年では約39万人/年の差が推計されている。



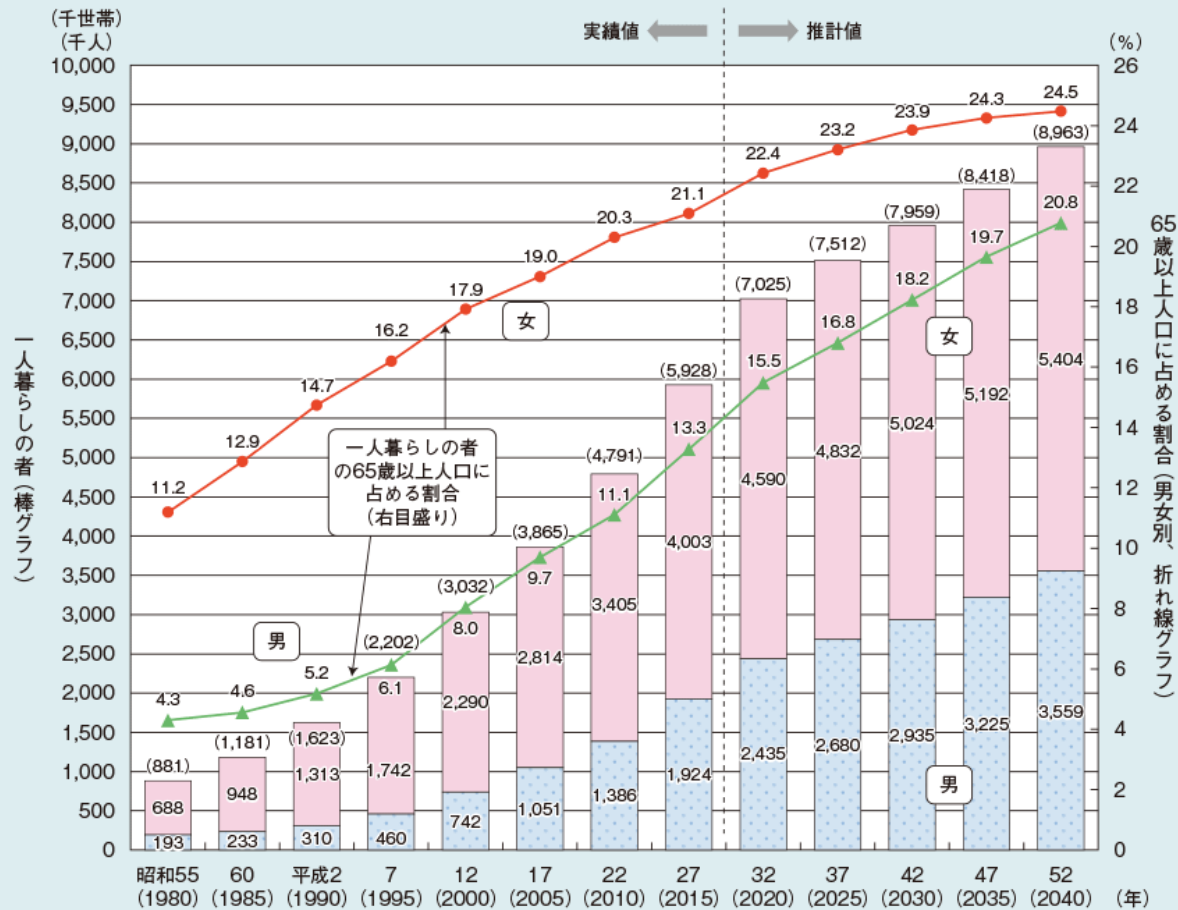
出典：2015年以前は厚生労働省「人口動態統計」による出生数及び死亡数（いずれも日本人）
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

毎日新聞 2022/2/25「21年の死者数 145万人 2年ぶり増、戦後最多 出生数は最少更新」より抜粋

厚生労働省「第1回人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会」配付資料

一人暮らしの高齢者が増えている

図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」による人数、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2018（平成30）年推計」による世帯数
 (注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。
 (注2) 棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

Q: 65歳以上の独居率は？

A: 「単独世帯」が501万8千世帯（高齢者世帯の49.2%に相当）。

Q: 「身寄りがない」の意味は？

A: 家族や親族が近くにいない、近くに居ても疎遠で助けを求めることができない、親族が助ける気が無い。

Q: 身寄りのない高齢者はどうなる？

A: もしも身寄りがない方が自宅で死亡した場合、連絡できる親族がいないため、**地方自治体**が火葬から埋葬まで対応するように定められている（明治32年法律第93号・行旅病人及行旅死亡人取扱法）。

出所：内閣府「高齢者白書」

<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/html/zenbun/s1_1_3.html>。

人の死をめぐる社会規範

かつては地域に特有の人の死に関する規範があった
柳田国男「先祖の話」(1945年)

死者を祀るのは「家」であり「先祖」という民俗信仰に根差した死者との生き方を重んじる。

法による規範「墓地、埋葬等に関する法律」(1948年)

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。）の許可を受けなければならない。

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

民俗—宗教—倫理—法、実態は親族に依存

人生の最終段階の準備

- 厚生労働省「人生会議」(Advance Care Planning(ACP)の愛称)
人生の最終段階の医療ケア、財産管理などを家族と話し合う
人生会議のポスターが炎上し、回収される(2019年)
- エンディングノート
市町村がエンディングノート作成セミナー開催、無料配布
- 全国初「横須賀市エンディングプラン・サポート事業」
ひとり暮らしで頼れる身寄りのない高齢者等の市民
職員が葬儀・納骨・リビングウィルの相談と準備を支援する

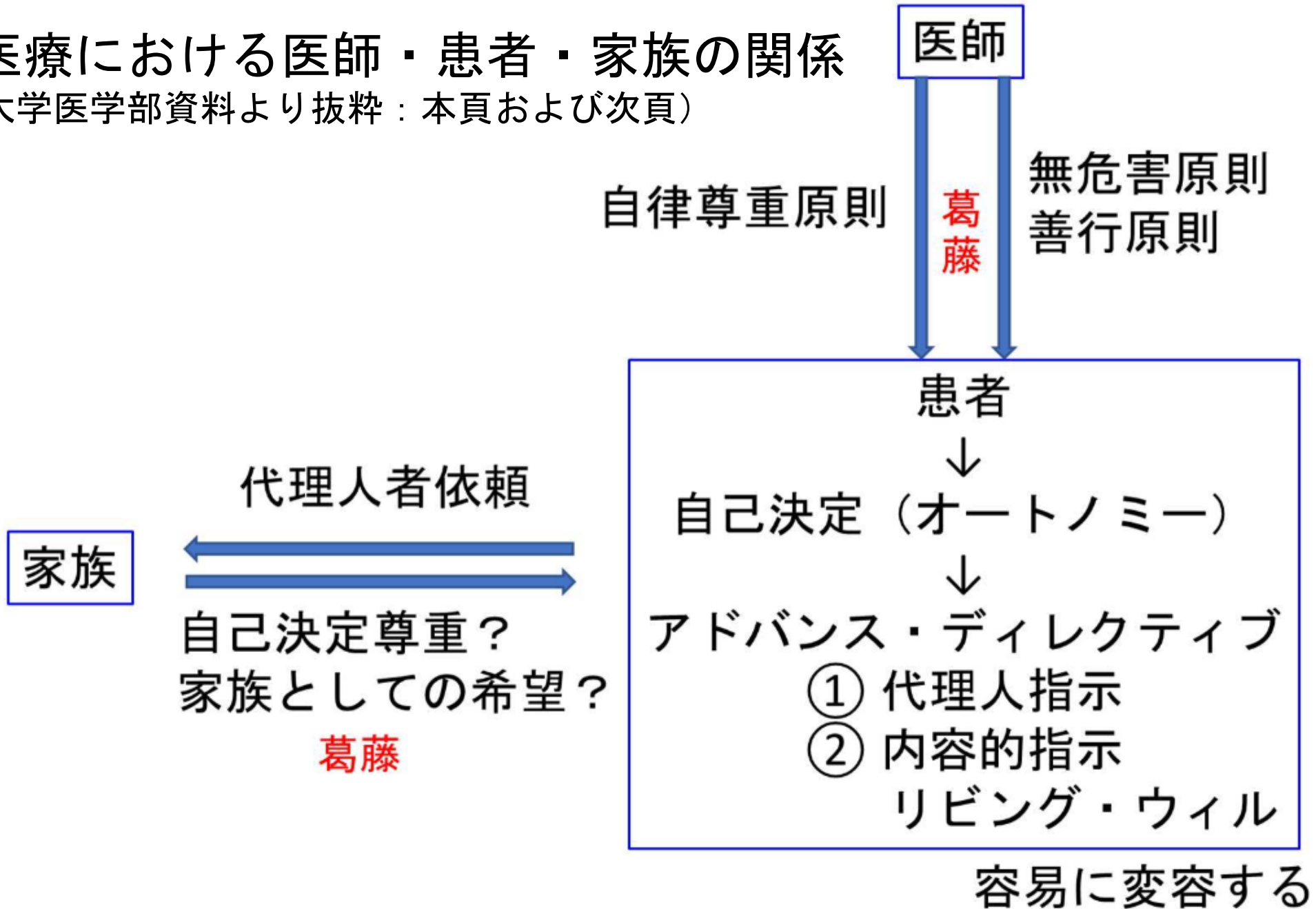
自治体における普及・啓発の取組(参考にした取組の例)

住民に対する普及・啓発を目的とした資料(パンフレット等)の作成にあたって、参考にした自治体等の取組みの例として名前が挙げたものは、以下の通り。

- ① 厚生労働省
「人生の最終段階における
医療の決定プロセスに関するガイドライン」
 - ② 公益社団法人国民健康保険診療施設協議会
「生きて逝くノート いきいきと生きて逝くために
～自分の最期を考えること～」
 - ③ 茨城県筑西市(在宅医療介護連携事業)
「人生の最終段階における
医療とケアについての生前の意思表示」
 - ④ 神奈川県横須賀市
「最期までおうちで暮らそう」
※リビングウィルについては現在作成中
 - ⑤ 長野県須坂市
「終末期医療・ケアについての
生前の意思表示」
 - ⑥ 愛知県半田市
「私の事前指示書」
 - ⑦ 滋賀県守山市
「エンディングノート
いままでの私これからの私」
 - ⑧ 広島県
「豊かな人生とともに
～私の心づもり～」
 - ⑨ 宮崎県宮崎市
「わたしの想いをつなぐノート」
 - ⑩ 鹿児島県垂水市
「住み慣れた地域で
安心して暮らし続けるために
あんしんノート」
- 他

終末医療における医師・患者・家族の関係

(新潟大学医学部資料より抜粋：本頁および次頁)



新潟大学医歯学総合病院長 殿

積極的な延命治療を望まない時の申し出

私は現在の病状を十分理解し、家族ともよく話し合った上で、以下に掲げる延命のための積極的な治療を望みません。

(望まない項目にチェック☑を入れてください)

- 強心剤
- 人工呼吸
- 人工透析
- 輸血
- 化学療法
- 酸素吸入
- 補助循環装置
- 点滴
- 経管栄養
 - (胃ろう 鼻から胃へのチューブ)
- その他(以下に記述して下さい)

年 月 日 (午前・午後 時 分)

患者氏名(可能であれば) (自署)

家族等代表氏名(代理意思決定者) (自署)
(患者との続柄)

*なお、この申し出はいつでも変更できます。

新潟大学医歯学総合病院長 殿

心肺蘇生処置に関する申し出
(DNARについての申し出)

私は医師から、現在の病気が進行した結果、心肺停止状態になった場合に実施する心肺蘇生処置について、十分な説明を受けました。

(望む対応にチェック☑を入れてください)

- 心肺蘇生処置を実施しないでください。
- 心肺蘇生処置を実施してください。

年 月 日 (午前・午後 時 分)

患者氏名(可能であれば) (自署)

家族等代表氏名(代理意思決定者) (自署)
(患者との続柄)

*なお、この申し出はいつでも変更できます。

ACP (医療ケア) と ALP (財産管理) の両方を準備するにはどうしたらいいのか？

『ACPと切っても切れないお金の話』

総論

- ・ ACP (advanced care planning) って何ですか ALP (advanced life planning) って何ですか？
- ・ エンディングノートから、ピース、ACP/ALPを考える

制度編

- ・ 「死後」に使う -遺言
- ・ 「死後」に使う -死後事務委任
- ・ 「生前」に使う -任意後見制度、見守り契約、財産管理等委任契約
- ・ 「生前」に使う -法定後見制度
- ・ 「生前」も「死後」も使える -家族信託

出所：福村 雄一他『ACPと切っても切れないお金の話』（日経BP、2022）

財産管理の対応：米国、シンガポール

米国：

- 1980年代より弁護士とロー・スクールが**高齢者法**を構築して法実務を推進（自己決定の尊重、高齢者クライアント）
- 相続や後見を代替する手段（信託等）が発展、医療ケアの事前指示の法制化
- 「事前に・強力的に・個別に」

シンガポール：

- 政府が財産管理委任契約（LPA）推奨
- 締結者は14万人（2022年8月、国民の3%、高齢者の23%に相当）に増加
- 2022年11月に**LPAのデジタル化**導入
- 家族のいない人向けの近隣助け合い Community Kin Service pilot project

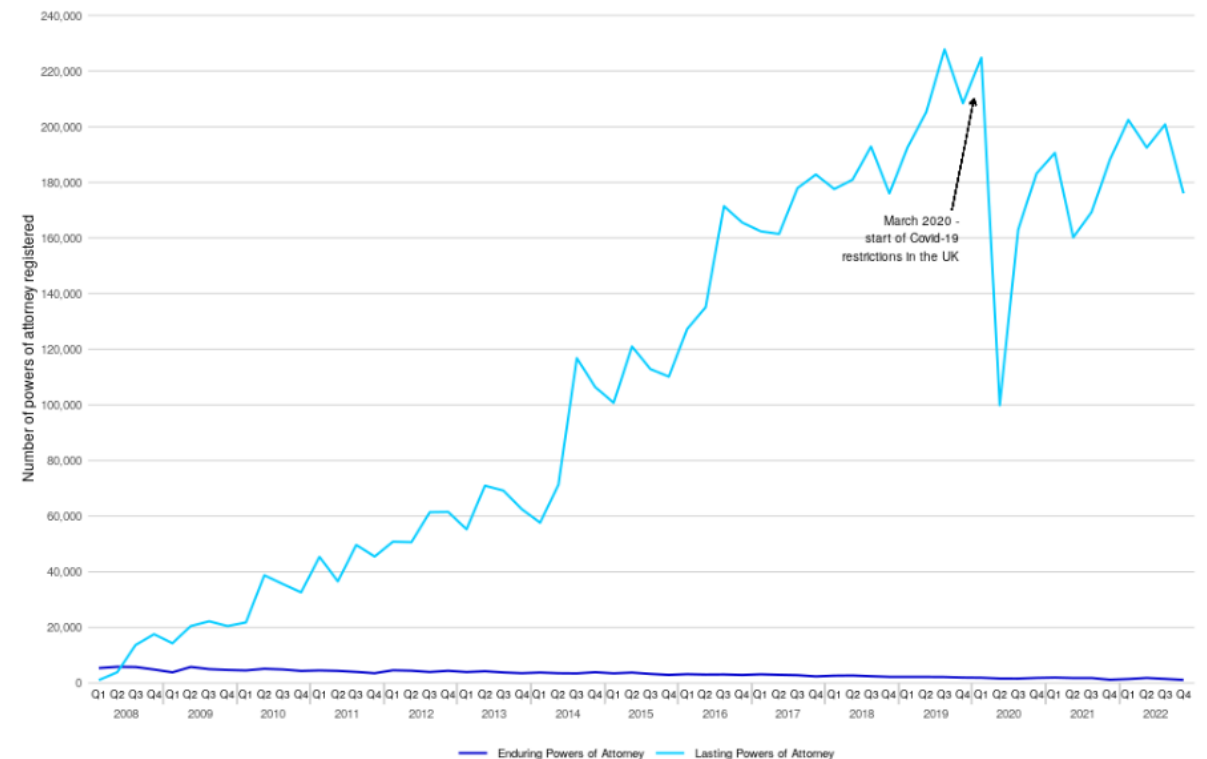
財産管理の対応：英国

政府が委任状の締結を推奨

- 2022年の年間委任状の件数は合計777,741件（前年比9%増加）
- 2015年と2016年のLPAの急激な増加は、知名度の向上と2015年7月に導入されたオンライン書式により申請が簡単・迅速になったことによる。

出所：Family Court Statistics Quarterly: October to December 2022（Published 30 March 2023）

Figure 11: Powers of attorney registered, January to March 2008 to October to December 2022 (Source: Table 22)



医療ケアの対応：英国、WHO欧州

- イギリスの終末期ケア：
GSF (Gold Standards Framework)
- 死に対する社会の意識改革
 - 事前の意思決定支援 (ACP)
 - 医療介護従事者の育成
 - 終末期の連携パス

<<https://www.goldstandardsframework.org.uk/>>

- 世界保健機関 (WHO) 欧州：
高齢者を対象とした緩和ケアの提言 (Palliative Care For Older People: Better Practice 2011)
- 地域での包括的なケアの提供体制
 - 事前の意思決定支援 (ACP)
 - がん以外の知見を得ることの必要性

医療ケアの対応：オーストラリア

クイーンズランド工科大学

オーストラリア保健法研究センター
(Australian Centre for Health Law Research)

- Ben White博士が2012年に創設
- End of Life Care/Active Ageing
- 近年は自発的死亡幫助法を研究

出所：オーストラリア保健法研究センター
<https://research.qut.edu.au/achlr/>

Celebrating 10 years of making a difference to health law 2012-2022

ACHLR is a leading health law research centre internationally. Our collaborative research with government, health systems, hospitals and others has led to tangible improvements in health law, policy and practice.



25
books or edited
collections



784
articles or
book chapters



\$56 million
in grant funding



82
reports, policy briefings
or submissions



30
PhD graduates



7
Co-hosted international
conferences

ACHLR has grown from 14 researchers in 2012 to currently include 38 members and 20 PhD students.

We collaborate with researchers from around the world.



オーストラリアの事前指示法制

州・特別地域	事前指示法	事前指示の名称
Australian Capital Territory	Mental Health Act 2015 (ACT), s 27	Advance consent direction
Northern Territory	Advance Personal Planning Act 2013 (NT), s 8	Advance consent decision
Queensland	Powers of Attorney Act 1998 (Qld), s 35	Advance health directive
South Australia	Advance Care Directives Act 2013 (SA), s 11	Advance care directive
Victoria	Medical Treatment Planning and Decisions Act 2016 (Vic), s 13	Advance care directive
Western Australia	Guardianship and Administration Act 1990 (WA), s 110P	Advance health directive

出所 : Del Villar, Katrine and Christopher J. Ryan. (2020) 212(5) The Medical Journal of Australia 208–211. <Doi: 10.5694/mja2.50505>.

広域アジアの事前指示制度の類型

類型	説明	該当国・地域
十分に規制されている (Well-regulated)	事前指示に関する、または事前指示を含む一連の明確な法的規則。	イスラエル、シンガポール、韓国、台湾、タイ、インド
準規制 (Semi-regulated)	事前指示に関するその他の形式の規制。公式の規制文書や実践的なガイドライン、専門学会からの他の形式のガイダンスによる規制が含まれる。	香港、イラン、マレーシア、フィリピン、トルコ
規制されていない (Non-regulated)	事前指示に関連する規制やガイダンスはない。	日本、中国、マカオ、パキスタン、サウジアラビア

出所：Cheung, Daisy and Michael Dunn (eds), *Advance Directives across Asia: A Comparative Socio-legal Analysis* (Cambridge University Press, 2023)より抜粋。

欧州法研究所 (ELI)

「将来の障害に対する事前選択」プロジェクト

- 2023～2025年に比較アプローチを通じて事前選択の発展を形作ることが目的。
- 2025年6月に適切な裏付け資料を備えた事前選択のためのモデル法案を作成予定。

出所: European Law Institute <<https://www.europeanlawinstitute.eu/projects-publications/current-projects/current-projects/advance-choices/>>

自殺幫助法をめぐる海外の現状

類型	海外の現状
法制化	オレゴン州(1996)、オランダ(2001)、ベルギー(2002)、ルクセンブルグ(2009)、カナダ(2016)・ビクトリア州(2017)、Qld州・台湾(2018)、NZ・西豪州(2019)、南豪・タスマニア(2021)、スペイン、NSW州(2022)
判例法	スイス(2019 unselfish assisted suicideを許容、学会のガイドライン公表、医師のNPOが自殺幫助を運用)
憲法裁判所の決定	イタリア(2019)、オーストリア(2020)、コロンビア(2022)
大統領の署名拒否	ポルトガル(2021 議会を通過した自殺幫助法案を大統領が署名拒否)
違法	シンガポール(刑法308条禁固10年・罰金) 業としての自殺幫助は違法(ドイツ連邦刑法)

出所：各種資料を基に筆者作成。

4つの課題

- **日本では「人の死をめぐる議論」がしにくい**
人の死は社会的課題を生じる認識はあるが、縁起でもないので曖昧なままにしておく
社会規範を明文化する/海外の法制を参考にする必要があるのではないか
- **人は「合理的行動をとらない」ことを前提に考える**
民法や経済学が前提とする判断能力のある合理的経済人モデルは現実的でない。
- **人生の最終段階を「家族に委ねる」ことは妥当か**
医療者の要請に基づき、家族は本人の意思を推定する（法的なフィクション）
本人の自己決定とそれを可能にするための法の役割に期待できないものか
- **「身寄りのない独居高齢者」を誰が支援するのか**
地方自治体による「行旅死亡人」処理では、本人も社会も浮かばれない

参考：少子化対策の失敗に学ぶ

- 欧米の少子化対策は、子どもを育てながら働き続ける条件を整えればよく、収入が不安定な男性でも結婚できる。
- 日本では親と同居の独身者が多く、特に地方では女性差別的な慣習が残る。恋愛感情は重視されず、将来にわたり親に子育ての責任がかかる。欧米の両立支援は、日本では効果的な少子化対策にならない。
- 日本の家族の特徴：①リスク回避傾向、②世間体重視、③子どもへの愛着
- 韓国の失敗の教訓：政府が動いても、国民の意識は変わらない(NHK)

出所：山田昌弘「日本の少子化対策はなぜ失敗したか—結婚・出産が回避される本当の原因」(光文社 2020)、

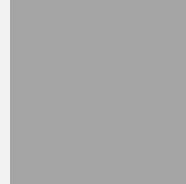
週刊経団連タイムズ2022年5月19日 No. 3544 <https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0519_07.html>。

Contacts



Researchmap:

https://researchmap.jp/social_design036



ORCID:

<https://orcid.org/0000-0003-1273-9227>

